

平成 27 年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）
に係る事務の執行について

第 3 外部監査の結果

Ⅲ リサイクル推進に係る監査結果について

Ⅲ - 1. 資源物のリサイクル推進について

8. 集団回収事業（古紙・布類の資源化の推進）について

（3）結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
① 千葉市資源回収促進奨励補助金の交付対象について【収集業務課】（報告書 P214） 当該補助金交付の開始以前から回収業者は、一定の地域の自治会、子ども会、老人クラブ及び婦人会等の団体に対して、戸別に資源回収を行っており、現在に至っている。当該戸別に資源回収を事実上実施している自治会、子ども会、老人クラブ及び婦人会等の団体に対しては、同団体が資源物回収を継続的に実施していないにもかかわらず、資源物回収を継続的に実施している資源回収団体としての登録（促進奨励要綱第 2 条第 2 号）を収集業務課が認めている。 また、促進奨励要綱上は、登録された資源回収団体が資源物を回収し、加盟業者に引き渡した場合に補助金を交付することになっているにもかかわらず、収集業務課は、戸別に資源回収を事実上実施している自治会等に対して資源回収促進奨励補助金を交付している。 促進奨励要綱の運用において、このように戸別に資源回収を行う地域の自治会等に対しても当該補助金を交付する目的（促進奨励要綱第 1 条）や公益性があると合理的に説明することは難しいものと考えられる。 【千葉市資源回収促進奨励補助金交付要綱】 第 1 条 市長は、ごみの減量化と再資源化を促進するとともにごみに対する市民の関心を高め、資源の有効利用に対する意識の向上を図るため、資源回収団体が資源物を回収し、加盟業者に引き渡した場合、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和 60 年千葉市規則第 8 号。以下「規則」	住民の高齢化等により拠点回収場所への運搬が困難であるなど、特別な取り扱いが必要な資源回収団体については戸別回収による事業の実施を認めていることから、平成 28 年 4 月 1 日付で千葉市資源回収促進奨励補助金交付要綱の一部改正を行い、「資源回収登録団体（資源物の引き渡しを継続的に実施する町内自治会等で市に登録した団体）が資源物を加盟業者（千葉市再資源化事業協同組合に加盟している資源回収業者）に引き渡す事業」を補助金の交付対象とした。 これにより、資源回収を継続的に実施していない町内自治会等の団体についても資源回収登録団体の登録の対象となること、資源回収登録団体の各構成員が戸別に排出した資源物を直接加盟業者に引き渡す事業も補助対象となることを明確にした。

という。)及びこの要綱に基づき、当該団体に対し資源回収促進奨励補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

第2条

- (2) 資源回収団体 資源物回収を継続的に実施する町内自治会、子ども会、老人クラブ及び婦人会(営利を目的とする団体は除く。)で、市に登録した団体をいう。

資源物回収を継続的に実施していない団体に対して、促進奨励要綱に基づき、資源回収団体としての登録を見直されたい。また、現行の千葉市補助金等交付規則及び促進奨励要綱に基づかない補助金の交付を見直されたい。